

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長、長野市教育委員会及び長野市選挙管理委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 8 年 9 月 2 日

長野市監査委員	下	平	嗣
同	川	上	馨
同	寺	沢	さゆり
同	北	沢	哲 也

措置の通知書

令和 7 年度 財政援助団体等監査（7 監査第 87 号）分

（長野市長分）

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
（指摘事項） 1 長野市市有観光施設等の利用料金の割引等に関する基準について （報告書10ページ） 条例では、「指定管理者は、市長の定める基準により、利用料金を割り引き、若しくは無料とし、又はその全部若しくは一部を返還することができる。」としており、市では、指定管理者から協議の申出があった上で「長野市市有観光施設等の利用料金の割引等に関する基準」（以下「基準」という。）を定め、割引額を決定している。 令和6年度の割引額については、基準では小学生の割引額が200円のところ、実際の運用では100円を割り引いていた。これは、市と指定管理者の双方が100円とする考えであったが、市は割引額を200円と誤記して基準を定め、指定管理者は基準を確認せずに割引額を100円としていたとのことである。 利用料金に係るものであることから、双方がそれぞれの文書の内容を十分に確認した上で基準を定め、基準に沿った運用をされたい。 【長野県高齢者生活協同組合 観光振興課北部産業振興事務所】 2 自主事業における法令遵守について （報告書10ページ） 戸隠交流集会施設では、指定管理者の自主事業として冷凍包装食肉を販売していた。この場合には食品衛生法に基づく届出が必要であるが、当該届出が行われていなかった。 自主事業を行う場合においても、法令を遵守した適正な事務処理を行われたい。 【長野県高齢者生活協同組合】 3 歳入調定について （報告書10ページ） 戸隠交流集会施設の敷地に係る行政財産使用料（工事用資材置場及び鉄筋組立ヤー	指定管理者と協議し、経営上 100 円割引が妥当と判断し、「長野市市有観光施設等の利用料金の割引等に関する基準」を修正した。 （長野県高齢者生活協同組合 観光振興課北部産業振興事務所） 長野市保健所へ食品衛生法に基づく届出を行った。 （長野県高齢者生活協同組合） 適正な歳入科目へ調定するよう、周知を図った。 （観光振興課北部産業振興事務所）

ド)の調定について、歳入科目を(款)使用料及び手数料とすべきところ、誤って(款)財産収入としていた。

地方自治法施行令に基づき、適正な調定事務を行われたい。

【観光振興課北部産業振興事務所】

4 指定管理施設モニタリング評価調書の事業収支について

(報告書10ページ)

標記のモニタリング評価調書の事業収支について、金額の記載誤りが複数見受けられた。

適正な事務処理を行われたい。

【観光振興課北部産業振興事務所】

(意見)

1 回数券について

(報告書10ページ)

温泉浴室等の中学生以上の利用料金については、令和7年3月31日以前は1回券が410円、回数券が「11回の利用につき4,100円」であったところ、同年4月1日からは1回券が500円、回数券が「10回の利用につき3,900円」に料金を改定している。

旧料金の回数券を1回当たりの金額に換算すると約373円となり1回券からの割引率(1回券との差額/1回券の料金)は約9%のところ、新料金では1回当たり換算で390円となり1回券からの割引率は22%と大幅に上昇しており、また、1回券との差額(1回当たり換算の割引額)は従前の37円から110円に拡大している。

担当課では、市の「おでかけクーポン」や月2回のサービスデーには1回券の金額を100円割引にしており、回数券の金額も安く抑えることで複数回の利用促進につなげたいとのことである。その狙いは理解するところであるが、単発的な割引と回数券は性質が異なるとも言え、1回券の利用者との公平性や昨今の燃料費等の高騰、施設運営収支の赤字の状況も鑑み、適切で効果的な料金設定となっているかどうか、今後の利用状況や収入を十分検証するとともに、必要があれば更に改善を図られたい。

また、今回の料金改定に当たっては、令和7年3月31日以前に発行された回数券(以下

複数職員で確認し、適正に事務処理を行う。

(観光振興課北部産業振興事務所)

令和7年度の新料金による回数券料金については、更なるリピーターの増加を目的として、旧料金設定よりも高い割引率としており、顧客の囲い込みにもつながると判断している。

今後の利用状況や収支状況を十分に検証して、必要に応じて改善していく。

また、料金改定に伴う回数券の差額徴収については、指定管理者との情報共有不足から生じたことから、協議書等により記録を残し対応していく。

(長野県高齢者生活協同組合
観光振興課北部産業振興事務所)

「旧回数券」という。)を同年4月1日以降に引き続き使用する場合には、1回券の料金改定の差額(500円－410円＝90円)を添えることが条例で定められていたが、指定管理者は利用者に対し、差額を添えずに旧回数券が引き続き使用できる旨を案内していた。

このため、令和7年3月25日付けで市と指定管理者の間で協議を行い、旧回数券の使用に係る差額は利用者から徴収せず、指定管理者が負担することとされた。

旧回数券の使用に係る条例の内容と指定管理者の対応の相違については、市と指定管理者との間での情報共有が十分に図られていなかったことが要因と考えられることから、定期的な協議の場を設けるほか、重要情報に関して文書による協議・連絡をするなど、的確・適切なコミュニケーションを図られたい。

【長野県高齢者生活協同組合
観光振興課北部産業振興事務所】

2 施設運営収支の改善に係る取組について (報告書11ページ)

施設は昭和57年開設のホール・会議室及び平成12年開設の温泉等があり、老朽化はしているが、浴室やトイレは改修され、館内は清潔に保たれている。

施設の運営収支については、令和6年度で年間約1,000万円の指定管理料収入及び約456万円の利用料金収入があるものの約185万円の赤字で、過去5年間も赤字が続いている。コロナ禍前も同様に赤字となることが多かったとのことである。

主たる事業である温泉利用を見ると、5月と8月は連休及び夏休みに伴い利用が増えるが、令和6年度の年間利用者数は約12,000人で、営業日1日当たりの平均は約40人にとどまる。令和7年度から料金改定による施設収支の改善を図っているところであるが、利用の少ない午前の入浴利用や施設開館時間など、利用実態や季節の繁閑に合わせた合理的で柔軟な運営の見直しも検討すべきと考える。

同時に、赤字が毎年継続する現状について収支の要因を分析し、対応のシミュレーションを実施し、持続可能な施設運営となるよう市及び指定管理者間で協議されたい。

また、令和6年8月上旬に市が行った利用状況調査では、入浴利用のうち戸隠、鬼無里地区の住民の利用は約2割にとどまり、県外

令和7年度からの利用料金改定に伴う収支改善状況を見ながら、必要に応じて柔軟な運営体制を検討していく。その際、従業員雇用の課題もあるので慎重な対応が必要と考える。

利用者数増加対策については、地元や周辺地域の利用者には安価な回数券により、観光客向けには、地区の観光施設(戸隠スキー場・戸隠キャンプ場・戸隠地質博物館・荒倉キャンプ場・奥裾花自然園)と提携し、施設利用者に対する割引を行うことにより利用促進を図っている。

隣接のマレットゴルフ、バーベキューの利用も含め更なる利用促進を協議して進めていく。

(長野県高齢者生活協同組合
観光振興課北部産業振興事務所)

からの利用者が約4割、県内（戸隠、鬼無里地区を除いた市内を含む。）からの利用者也約4割との報告もあり、年間を通じて地区外から集客する余地はあると思われる。戸隠地区の観光施設や店舗との連携をはじめ、バーベキュー等の裾花川沿いの立地を活かしたファミリー層向けの企画など、施設の幅広いPRや利用促進を図る取組にも努力された。

【長野県高齢者生活協同組合
観光振興課北部産業振興事務所】